

公益通報の処理に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、役職員及び組合員等（以下「役職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス態勢の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第2条 役職員等からの通報を受け付ける窓口を総務部総務課に設置する。また、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を総務部総務課に設置する。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、この組合の役職員等並びに組合の取引事業者の職員等とする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は総務課長又は総務部長が行う。

2 組合長は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、組合は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、組合は当該行為に関与した者に対し、職員就業規則第59条の規定を準用して、処分を課すことができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 組合は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 組合は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者等の上司、同僚等を含む）がいた場合には、職員就業規則第59条の規定を準用して、処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第10条 組合及び本規則に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。組合は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、職員就業規則第59条の規定を準用して、処分を課することができる。

(通知)

第11条 組合は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。組合は、そのような通報を行った者に対し、職員就業規則第59条の規定を準用して、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第13条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規則に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(改正の手續)

第14条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

この規則は、平成29年4月3日から適用する。